

ニヒトニカタルコトシカルベカラズ候。

(下略)

文明十八年正月 日

能美郡四講中

十月十九日。幕府、小野三郎左衛門尉をして、山城建仁寺兩足院末寺能美郡保善院にその寺領を還付せしむ。

【兩足院文書】 山城

10114

(能美郡)八幡宮領賀州三ヶ庄内寶善院事、爲建仁寺兩足院末寺、被成還補御判上者、如元可被執立寺家云々。就其彼於寺領、如先々可被返付、聊不可有難澁儀之由、被仰出候也。仍執達如件。

文明十八

十月十九日

秀 繼 在判  
秀 久 在判

小野三郎左衛門尉殿

(文明十三年六月十六日の條參照。)

文明十九年  
長享元年

丁未  
七月二十日 紀元二一四七  
改元

三月六日。青蓮院門跡尊應、越中守護畠山政長の請に依り、本願寺蓮如をして加賀・越中の門徒に制止を加へしむ。

【華頂要略】

10115

雖不寄思之題目候、自前管領内々被申候。就越中邊之儀、加州・越州門弟中、堅可被加制止之事、委細大納言方に被申送候。別而被申談、不混自余、無爲無事之間、可然候。是亦可爲本意候哉。彼先職方事、異于他申返事候間、乍斟酌如此令申候。巨細蓮花院被申候哉。猶能々被得其意給者可然候也。

文明十九年  
三月六日

本願寺法印御房

(香蓮院尊應)  
在判

十月二日。幕府、山城建仁寺兩足院領能美郡鍋谷・打越及び末寺保善院領の年貢以下を寺家代

官に致さしむ。

【兩足院文書】 山城

10116

建仁寺兩足院領當國和氣内鍋谷并打越、寶善院領等之事、去年被成奉書雖被仰付、於今無承引云々。以之外之次第也。所詮任寺家之補任、(石清水)年貢諸納、先々太西帶刀、可致沙汰之由、被仰。仍執達如件。

長享元

十月二日

永 秀 在判  
親 長 在判

兩足院百姓中

【兩足院文書】

10117

(保)御年貢之事、きとさたあるべく候。就法善院之儀、御奉書、并御門跡より放狀、同御屋形より御じゆんぎやう御成候間、番頭之所ニ可被置申候。委細者彼上使御申可有候。恐々謹言。

長享元

十月十八日

郡中より

法善院番頭殿

【兩足院文書】

10118

兩足院領并保善院領等之事、去年已當院補任、同善法寺渡狀明鏡之上者、及度々被成奉書候處、爲善法寺御代官於于今御押妨之段不可然。早任御成敗之旨、被去渡當院代官大西帶刀承代候者尤候。若猶御違亂候者無勿體候。恐々謹言。

(長享元年)  
十一月二日

山川三川守  
高 藤 在判

能美三ヶ庄御代官

北野殿 御宿所

(山川三河守は、白山宮莊嚴講中記録文明六年の條に據るに富樫政親の被官なり。是等の文書に據り、富樫政親の所領が整然北二郡に限られたりとする舊説の非なることを知るべし。)